

帝國議會 貴族院議事速記錄第二十七號

大正十四年三月二十三日(月曜日)

午前十時九分開議

議事日程 第二十七號 大正十四年三月二十三日

午前十時開議

第一 大正十三年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

第二 大正十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加案
(特第一號)

第三 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル
件(追第一號)

第四 中國鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈株式會社所
屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關
スル法律案(政府提出)

第五 同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ
因リ損害ヲ被リタル帝國臣民ノ救恤ニ關スル法
律案(政府提出)

第六 賠償金特別會計法廢止法律案(政府提出)

第七 大正十三年法律第二十四號中改正法律案(政府提出)

第八 藥劑師法案(政府提出)

第九 條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事
業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律
案(政府提出)

第十 帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律
案(政府提出)

第十一 支那ニ於ケル帝國法人ノ所有スル船舶等ニ關ス
ル法律案(政府提出)

第十二 公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法
律案(政府提出)

第十三 長州鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ
關スル法律案(政府提出)

第十四 鐵板ノ輸入稅ニ關スル法律案(政府提出)

第十五 漁業財團抵當法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第十六 登錄稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第十七 印紙稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第十八 行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者
等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第十九 大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計
ノ終結ニ關スル法律案(政府提出)

第二十 日本勸業銀行法中改正法律案(衆議院提出)

第二十一 北海道拓殖銀行法中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十二 農工銀行法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會

第二十三 社寺現境内無償下付ニ關スル法律案(衆議院 提出)

第一讀會 第一讀會

第二十四 關稅定率法中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會 第一讀會

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔長書記官朗讀〕

去ル二十日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

鐵板ノ輸入税ニ關スル法律案特別委員會

委員長 子爵 松平 直平君 副委員長 男爵 東郷 安君

漁業財團抵當法案外二件特別委員會

委員長 伯爵 勸修寺 經雄君 副委員長 男爵 田 健治郎君

行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ
關スル法律案特別委員會

委員長 侯爵 徳川 圏順君 副委員長 子爵 橋口 誠康君

大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案特
別委員會

委員長 伯爵 溝口 直亮君 副委員長 神野 勝之助君

大正十二年度第一豫備金支出ノ件外七件(承諾ヲ求ムル件)特別委員會

委員長 浅田 德則君 副委員長 福永 吉之助君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案可決報告書

長州鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案可決報告書
鐵板ノ輸入税ニ關スル法律案可決報告書

漁業財團抵當法案可決報告書

登錄稅法中改正法律案可決報告書

印紙稅法中改正法律案可決報告書

行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ
關スル法律案可決報告書

大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案可
決報告書

大正十三年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)、大正十三年度各特別會
計歲入歲出豫算追加案(特第一號)、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約
ヲ爲スマ要スル件(追第一號)可決報告書

大正十一年度歲入歲出總決算、大正十一年度各特別會計歲入歲出決算審
查報告書

請願委員會特別報告第四號

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

中國鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對
スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案
同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リ損害ヲ被リタル帝國
臣民ノ救恤ニ關スル法律案

賠償金特別會計法廢止法律案

大正十三年法律第二十四號中改正法律案

藥劑師法案

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的ト
スル帝國會社ニ關スル法律案

帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案
支那ニ於ケル帝國法人ノ所有スル船舶等ニ關スル法律案

同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

日本勸業銀行法中改正法律案

北海道拓殖銀行法中改正法律案

農工銀行法中改正法律案

社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案

關稅定率法中改正法律案

同日衆議院ヨリ本院ノ回付ニ係ル左ノ衆議院提出案ハ同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

歯科醫師法中改正法律案

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、去ル二十日議員正四位勳一等功三級男爵土屋光金君卒去ノ報ニ接シマシタ、誠ニ痛惜ノ至リニ堪ヘマセヌ、依テ弔詞ヲ贈ルコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第一、大正十三年度歳入歳出總豫算追加案、第一號、第二、大正十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、特第一號、第三、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件、追第一號、會議、委員長報告、林伯爵ノ登壇ヲ望ミマス

一大正十三年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

一大正十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號)

右衆議院ヨリ送付シタル各案ヲ審査シ總テ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十四年三月二十日

豫算委員長

伯爵 林 博 太 郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵林博太郎君演壇ニ登ル〕

○伯爵林博太郎君 唯今、日程ニ上ボリマシタ大正十三年度歳入歳出追加諸

案、即チ第一號、特第一號、追第一號ノ豫算委員會ニ於ケル經過並ニ結果ヲ御報告ニ及ビマス、是等ノ諸案ハ三月七日豫算委員ニ付託ニ相成リマシタ、唯今、其内容ニ付キマシテ極ク簡單ニ申上ゲテ見マスレバ、次ノヤウナモノデアリマス、此歲入歳出ハ各三千八百七十萬四千七百五十三圓デアリマス、キ金額ニ不足ヲ生ジタ次第デアリマス、貨幣交換差金ノ増加約一千六百三萬九千九百七圓、第二ニハ同ジク爲替下落ノ爲ニ外國ニ於ケル在勤俸臨時加給ノ爲ニ三十一萬七千七百九十八圓ヲ計上シテアリマス、第三ニ臨時軍事費特別會計廢止ノ前提ト致シマシテ、一般會計カラ右特別會計ノ財源ニ繰入レヲ要スルコトニ相成リマシタ、其經費一千萬圓、第四、行政財政ノ整理ニ依リマシテ恩給ヲ受クル者ノ増加セル等ノ結果、是等恩給ニ付キマシテ計七百五十萬圓等ノ所謂恩給追加ノ要求ガアリマシタ、其他警察費連帶支辨ノ爲ニ已ムヲ得サル所ノモノノ追加ガゴザイマス、是ガ財源ト致シマシテハ、要スルニ前年度剩餘金ヲ以テ支辨スルト云フコトニ相成ツテ居リマス、デ、本案ハ總テ之ヲ分科會ニ移シマシテ、即チ三月九日ニ分科ニ付託ヲ致シマシテ、三月二十日ニ分科ノ報告ヲ得マシテ、豫算委員會ニ於テ討論ヲ致シマシテ、其結果、是ハ萬已ムヲ得ザル當然ノ追加デアリマスルノデ、審議ノ結果、滿場一致ヲ以テ原案ヲ可決ニ相成リマシタ次第デゴザイマス、此段御報告ヲ致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ御發言モ無イト認メマスカラ採決ヲ致シマス、豫算案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第四、中國鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

中國鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候

也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 索 谷 義 三

貴族院議長公爵德川家達殿

中國鐵道株式會社所屬總社濱井間鐵道及東京電燈株式會社所屬濱川沼田間軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲政府ハ該補償ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

〔政府委員俵孫一君演壇ニ登ル〕

○政府委員俵孫一君 唯今、上程イタサレマシタ案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、省線倉敷宍粟間運轉營業ノ開始ニ伴ヒマシテ、是ト接近イタシマス此中國鐵道所屬……鐵道會社所屬ノ線路中、總社濱井間ノ鐵道、是ガ打擊ヲ受ケマシテ營業ヲ繼續スルコト能ハザルノ状態ニ至ッタノデアリマス、又省線濱川沼田間ノ運轉營業ノ開始ニ伴ヒマシテ、是ト近接併行ノ關係ニアリマスル東京電燈會社所屬ノ濱川沼田間軌道モ同様ノ状態ニ至ッタノデアリマス、何レモ營業ヲ廢止スルノ已ムナキニ至リマシタノデアリマスルカラ、法規ニ基イテ之ガ補償ノ爲ニ公債ヲ發行スル所ノ法律案ヲ提出シマシタ次第ゴザイマス、ドウゾ御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ御願申シマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ハ鐵道敷設法中改正法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシマス

議院送付、第一讀會

同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リ損害ヲ被リタル帝國
臣民ノ救恤ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 索 谷 義 三

貴族院議長公爵德川家達殿

第一條 同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リ同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第八編第一款第一附屬書第一號乃至第三號又ハ第八號乃至第十號ニ該當スル損害ヲ被リタル帝國臣民及獨逸國又ハ其ノ同盟國ノ領土、租借地、占領地又ハ侵入地ヨリ引揚ケタル爲損害ヲ被リタル帝國臣民ニ對シテハ本法ニ依リ救恤金ヲ交付スルコトヲ得

第二條 前條救恤金ノ總額ハ五百萬圓以内トシ賠償金特別會計ヨリ之ヲ支出去ス

第三條 救恤金ノ交付ハ之ヲ受ケムトスル者ノ申請ニ依リ救恤審查會ノ審査ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

救恤審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四條 前條第一項ノ申請ハ大正十四年七月三十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ
附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員中村魏君演壇ニ登ル〕

○政府委員(中村魏君) 唯今、議題トセラレマシタ救恤法律案ハ大藏外務兩省ニ關係アル問題デゴザイマスガ、便宜上、私ヨリ御説明申上ゲマス、同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リマシテ損害ヲ被リマシタル帝國ノ戰争ニ因リ損害ヲ被リタル帝國臣民ノ救恤ニ關スル法律案、政府提出、衆

臣民デ、其損害賠償ニ付テ政府ニ出願シタモノガ澤山アルノデゴザイマス、政

府ニ於キマシテハ此種損害ニ對シマシテ、法律上賠償ノ責任ヲ有シテ居ルモノ

ノデナイコトハ申ス迄モナイコトデゴザイマスケレドモ、戰爭ガ國民全體ノ

共同責任ニ於テ行ハル、點ヨリ見マシテ、獨リ被害者ノミヲシテ其損害ノ全

部ヲ負擔セシムルコトガ相當デナイト云フコトモ亦明カデアルト存ジマス、

カルガ故ニ政府ニ於キマシテハ、一定ノ金額ヲ限ッテ其範圍内ニ於キマシテ

救恤ヲ行ヒ、是等帝國臣民ノ窮状ヲ救フコトニ致シタイト思フノデゴザイマ

ス、而シテ其救恤金ノ總額ニ付キマシテ、日露戰爭ノ被害者救恤ノ爲トカ、

或ハ露國事變及西比利亞事變ニ基ク被害者救恤ノ爲トカ、又ハ西比利亞引上

ゲノ爲ノ被害者救恤ト云フヤウナ先例モゴザイマスカラ、是等ノ先例ヲモ參

酌イタシマシテ、其額ヲ五百萬圓以内ト致シタ次第デゴザイマス、而シテ本

件救恤實行ノ方法ニ付キマシテハ、唯今申述ベマシタ先例ノ際ト同様、救恤

審查會ヲ設ケマシテ精細嚴密ナル審查ヲナシ、之ニ依ツテ救恤スベキ損害ノ

範圍及程度ヲ定ムルコトニ致ス積リデゴザリマス、以上ノ趣旨ニ依ツテ本案

ヲ提出イタシタ次第デゴザイマスカラ、何卒御審議ノ上、協贊ヲ與ヘラレム

コトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サ

セマス

〔長書記官朗讀〕

同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リ損害ヲ被リタル帝國臣民ノ救恤ニ關スル法律案特別委員

伯爵寺島誠一郎君 子爵酒井 忠亮君 子爵池田 政時君

石原 健三君 男爵阪谷 芳郎君 橋本 圭三郎君
市來 乙彥君 西久保 弘道君 橋本辰二郎君

大正十三年法律第二十四號中改正法律案

○議長(公爵徳川家達君) 日程第六、賠償金特別會計法廢止法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

賠償金特別會計法廢止法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ 因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 柏谷義三

貴族院議長公爵徳川家達殿

貴族院議長

賠償金特別會計法ハ大正十四年度限リ之ヲ廢止ス

賠償金特別會計ニ屬スル資金及債權債務ハ之ヲ一般會計ニ歸屬セシム

〔政府委員早速整爾君演壇ニ登ル〕

○政府委員(早速整爾君) 議題トナリマシタル賠償金特別會計法廢止法律案ニ付テ大體ノ説明ヲ致シマス、本法律案ハ同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リ損害ヲ被リタル帝國臣民ニ對スル救恤金ヲ、賠償金特別會計ノ資金ヨリ交付スルト共ニ、此際、特別會計整理ノ趣意ニ基キマシテ、賠償金特別會計ハ大正十四年度限リ之ヲ廢止シ、特別會計ニ屬スル資金及債權債務ハ、之ヲ一般會計ニ歸屬セシムトスルノデアリマス、何卒御審議ノ上、速ニ協贊ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ日程第五ノ法律案ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第七、大正十三年法律第二十四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

大正十三年法律第二十四號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ 因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候

大正十四年三月二十日

衆議院議長 細谷義三

貴族院議長公爵德川家達殿

大正十三年法律第二十四號中左ノ通改正ス

同法ニ左ノ二項ヲ加フ

切リ若ハ磨カサル貴石若ハ半貴石又ハ工ヲ加ヘサル琥珀ニシテ機械用品又ハ工業用品ノ製造ニ供スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル輸入稅ノ一部ヲ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際免除スヘキ稅金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

別表輸入稅表番號第三十二號ノ項中「(紅茶粉ヲ除ク)」ヲ「(紅茶粉及包種茶ヲ除ク)」ニ改ム

同第九十四號ノ項ヲ左ノ如ク改ム

九四ノ内化學試驗用ハイドパウダー以外ノ皮毛骨角齒牙甲殼類製品

(別號ニ掲ケサルモノ)

同第九十五號ノ項中「芳香性ノモノ」ノ下ニ「(大茴香油、桂皮油、桂葉油、シトラネラ油、スパイク油、レモングラス油、シダーオ、流動蘇合香、ジンジヤグラス油、カエブト油、タイム油、ユーカリブタス油、ローズマリー油、ペイ油、カナンガ油、ラヴエンダーオ、ゼラニウム油、バルマローネ油、ブチグレン油、バッチャリーヨ、丁香油、アジョーワン油、ローズウッド油、冬綠油及日本藥局方所定ノ白檀油ヲ除ク)」ヲ加フ

同第一百三十四號、第一百三十五號、第一百三十六號及第一百三十七號ノ項ヲ削ル

同第二百二十九號ノ内ノ項中「人造香料」ノ下ニ「(リナリールアセテート、ベンデールアセテート、アミルサリシレート、イオノーン、ターピネオール及ベンデールアルコールヲ除ク)」ヲ加フ

同第二百九十九號ノ項中「四十キログラム」ヲ「十七キログラム」ニ、「絲數三十」ヲ「絲數四十」ニ改ム

同第三百一號ノ項中「毛綿製ノモノ及毛綿絹製ノモノ」ノ下ニ「(絹ノ重量全重量ノ百分ノ五ヲ超エサルモノヲ除ク)」ヲ加フ

同第三百四十七號ノ項中「手袋」ノ下ニ「(護謨製ノモノヲ除ク)」ヲ加フ
同第三百五十五號ノ項中「(護謨製ノモノヲ除ク)」ヲ「(護謨製ノモノ及支那靴ヲ除ク)」ニ改ム

同第三百九十二號ノ項中「書畫」ノ下ニ「(轉寫用繪畫ヲ除ク)」ヲ加フ

同第四百十二號ノ項中「貴石」ノ下ニ「(機械用又ハ工業用ニ供スル爲形ツクリタルモノヲ除ク)」ヲ加フ

同第四百十三號ノ項中「別號ニ掲ケサル半貴石製品」ノ下ニ「(切り又ハ磨カサル水晶及機械用又ハ工業用ニ供スル爲形ツクリタルモノヲ除ク)」ヲ加フ

同第四百十五號ノ項ヲ左ノ如ク改ム

四五 琥珀及機械用又ハ工業用ニ供スル爲形ツクリタルモノ以外ノ琥珀製品(別號ニ掲ケサルモノ)

同第五百五十三號ノ項中「幅十一センチメートル未満ノモノ」ノ下ニ「但シ活動寫真用ノモノ、顯微鏡用ノモノ及航空機用ノモノヲ除ク」ヲ加フ

同第五百五十四號ノ項中「幅十一センチメートル未満ノモノ」ノ下ニ「但シ活動寫真用ノモノ、顯微鏡用ノモノ及航空機用ノモノヲ除ク」ヲ加フ
同第六百三十六號ノ項中「(活動寫真用ノモノヲ除ク)」ヲ「(活動寫真用ノモノ及エッキス光線用ノモノヲ除ク)」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員早速整爾君演壇ニ登ル〕

○政府委員(早速整爾君) 大正十三年法律第二十四號中改正法律案ニ付キマシテ大體ノ説明ヲ致シマス、政府ハ昨年第四十九議會ニ於テ其協賛ヲ經マシ

テ、同年ノ七月カラ贅澤品等ノ輸入税ニ關スル法律ヲ施行イタシタノデアリマス、ガ其後、本法實施ノ經過ニ徴シ、多少ノ修正ヲ加フルノ必要ヲ認メタノデアリマス、即チ是等ノ物品中ニハ、概括的ニ申セバ、贅澤品デアッテモノ一面輸出品ノ原料トナルモノ、若クハ工業用品ノ製造ニ供セラル、モノ、又ハ其一部ガ學術用品若クハ醫療用品トナルモノ等ガ含マレテ居ルノデアリマス、デ、斯カル物品ニ對シマシテ、例外ナシニ從價十割ト云フ高率ノ輸入税ヲ課シマスルコトハ、固ヨリ立法ノ趣旨デハアリマセヌノミナラズ、國民生活上ハ勿論、輸出貿易ノ進展ヲ圖ル上ヨリ致シマシテモ、是等物品ヲ同法掲記ノ品目中ヨリ除外イタシ、又ハ之ニ對シ相當免稅ヲナス等、適當ニ緩和ノ途ヲ講ズルコトガ必要デアリト認メマスルガ故ニ、茲ニ本改正法律案ヲ提出イタシマシタル次第デアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ハ鐵板ノ輸入税ニ關スル法律案外一件ノ特別第一讀會、片岡政府委員

藥劑師法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 稲 谷 義 三

貴族院議長公爵德川家達殿

藥劑師法

第一條 藥劑師トハ醫師(歯科醫師又ハ獸醫)ノ處方箋ニ依リ調剤ヲ爲ス者ヲ謂フ
藥劑師ハ藥品ノ製造及販賣ヲ爲スコトヲ得

第二條 藥劑師タラムトスル者ハ内務大臣ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登録ヲ受クヘシ

前項ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

一 大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者、官立公立ノ藥學専門學校、醫科大學附屬藥學専門部若ハ醫學專門學校藥學科ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メ指定シタル學校ヲ卒業シタル者

二 藥劑師試驗ニ合格シタル者

三 外國ノ藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スルモノ

第一項ノ登錄及前項第二號ノ藥劑師試驗ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 内務大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ藥劑師ノ免許ヲ爲スコトヲ得ス

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 未成年者、禁治產者又ハ準禁治產者

三 精神病者、瘡痏者又ハ盲者

第四條 内務大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ藥劑師ノ免許ヲ爲サナルコトヲ得

一 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者

二 藥事ニ關シ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ不正ノ行爲アリタル者

第五條 藥劑師ニ非サレハ販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調剤ヲ爲スコトヲ得ス

薬剤師販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調剤ヲ爲ス場合ニ於テハ藥局ニ於テ之ヲ行フヘシ

第六條 薬剤師ニ非サレハ藥局ヲ開設スルコトヲ得ス但シ命令ヲ以テ定ム
ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

藥局ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 薬剤師ニ非サレハ藥局ヲ管理スルコトヲ得ス藥剤師ト雖ニ以上ノ

藥局ヲ管理スルコトヲ得ス

第八條 薬剤師ハ調剤ノ需アル場合ニ於テハ晝夜ヲ問ハス正當ノ事由ナク

シテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 薬剤師ハ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋中疑ハシキ廉アルトキハ其ノ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ニ質シ證明ヲ得ルニ非サレハ調剤ヲ爲スコトヲ得ス

「第十條」ヲ「第九條」ニ修正シ第十一條以下第十六條迄條數ヲ順次繰上ク

第十條 薬剤師ハ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ニ記載セラレタル藥品ニ付之ヲ省略シ又ハ他ノ藥品ヲ以テ之ニ代ヘ調剤ヲ爲スコトヲ得ス但シ

藥品ニシテ缺乏セルモノアル場合ニ於テ其ノ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 薬剤師毒藥又ハ劇藥ヲ配伍シタル調剤ヲ爲シタルトキハ處方箋ニ檢印シ其ノ日附ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ但シ處方箋ニ指定スル使用

期間ニ對スル調剤ノ全部ヲ了ラサルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ處方箋ニ調剤ノ年月日及調劑量ヲ記入シ記名捺印スヘシ

第十二條 藥局開設者ハ藥局ニ調劑錄ヲ備フヘシ

藥劑師調剤ヲ爲シタルトキハ直ニ調劑錄ニ調劑ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

シ

調劑錄ハ二年間之ヲ保存スヘシ

第十三條 薬剤師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣藥劑師會ヲ設立スヘシ
道府縣藥劑師會ハ日本藥劑師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ依リ藥事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

道府縣藥劑師會ハ道府縣ヲ、日本藥劑師會ハ内地ヲ區域トス
第十四條 道府縣藥劑師會及日本藥劑師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十五條 本法ニ規定スルモノノ外道府縣藥劑師會及日本藥劑師會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 藥劑師第三條各號ノニ該當スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

藥劑師第四條各號ノニ該當スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖ニ第三條第二號又ハ第三號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得

内務大臣第二項ノ處分ヲ行フ場合及改悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ爲ス場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十七條 第五條第一項、第六條第一項、第七條若ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ業務停止中ノ藥劑師ニシテ其ノ業務ヲ爲シタルモノハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十八條 第五條第二項、第八條若ハ第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル者又ハ誤リテ調剤ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

藥品營業並藥品取扱規則中第一條乃至第十三條、第十四條第二項、第十五條、第十六條乃至第十九條、第四十一條ノ五、第四十三條第一項、第四十四條、第四十六條、第四十六條ノ二第一項及

第三項並之ニ伴フ罰則ノ規定ハ之ヲ廢止ス

醫師、歯科醫師又ハ獸醫ハ其ノ診療ニ用フヘキ薬品ニ限リ命令ノ定ムル所

ニ依リ第五條第一項ノ規定ニ拘ラス調劑ヲ爲スコトヲ得

本法施行ノ際現ニ藥劑師タル者ハ本法ニ依リ藥劑師ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登録ヲ受ケタル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學藥學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者、高等中學校醫學部藥學科又ハ高等學校醫學部藥學科ヲ卒業シタル者ハ官立藥學専門學校ヲ卒業シタル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

〔政府委員片岡直溫君演壇ニ登ル〕

○政府委員(片岡直溫君) 唯今、上程セラレマシタ藥劑師法案ニ付キマシテ御説明ヲ申上ゲマス、藥劑師ニ關スル現行法規ハ藥品營業並藥品取扱規則中ニ含マレテ居ルノデアリマス、而シテ該法ハ明治二十二年ノ制定デゴザイマ

シテ爾來數次ノ改正ハ經テ居リマスルガ、何分時代ノ進運ニ伴ハナイモノガアルノデアリマス、殊ニ藥品營業並ニ藥品取扱ニ關スル規定ヲ主ト致シマシ

テ、之ニ藥劑師ノ身分ニ關スル規定ヲ混淆イタシテ居リマスル結果、藥劑師ニ對スル特別ノ身分法ヲ缺イテ居ルノデアリマス、依テ現行法ヲ改正イタシマ

シテ、藥劑師ニ關スル規定ハ一括シテ之ヲ藥品法ト致シマシテ、藥品ニ關スル規定ハ一括シテ之ヲ藥品法ト致シマスルコトハ藥事衛生ノ改良發達上必要

ノコトト思フノデアリマス、即チ本案並ニ藥品法ナルモノヲ提出イタスコトニ致シタ次第ゴザイマス、而シテ此藥劑師法、藥品法ノ二案ハ姉妹法ト申

スペキモノデゴザイマスルガ、サリナガラ之ヲ分離スルコトノ出來ナイモノデハナイノデアリマス、藥品法ハ今衆議院ニ於テ審議中ゴザイマス、此藥劑師法ノ内容ノ大要ヲ申上ゲテ見マスレバ、藥劑師ノ身分、藥劑師ノ資格、其職

能及監督ニ關スル規定デゴザイマス、尙且ツ新ニ藥劑師會ノ制度ヲ法ノ上ニ公認スルコトニ致シマシタノデアリマス、蓋シ藥劑師ニ對スル藥劑師法ナリ

シテ歯科醫師法アル點ニ鑑ミマシテモ、適當ナルコトデアラウト信ズルノデアリマス、斯ク致シマシテ、藥劑師ノ地位ヲ向上シ、公衆衛生ニ貢獻スル所ノモノガ其效少カラザルコトト信ズルノデアリマス、願ハクハ御審議ノ上、御協賛アラムコト希望イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 通告ニ依リマシテ、金杉英五郎君ニ質疑ヲ許シマス

ス

〔金杉英五郎君演壇ニ登ル〕

○金杉英五郎君 唯今、藥劑師法案ニ付キマシテ政務次官ヨリノ御説明ニ依リマシテ大要了承イタシマシタ、併ナガラ斯カル案ニ付キマシテハヨリ完全ヲ望ミマスル意味ニ於キマシテ、數點ニ付テ御質問申上ゲタイト思ヒマス、

第一ニ政府委員ヨリモ御説明ニナリマシタル通り、藥品營業並藥品取扱規則即チ現行ノ藥律ト云フモノハ明治二十二年三月法律第十號ヲ以テ發布サレ、

其後、明治二十五年、明治三十二年、明治四十年、明治四十三年、此年度ニ於キマシテ、一部ノ改正ヲ致サレマシタ、我より見ル所ニ於キマシテハ、比較的完全ナルモノト見テ居ルノデアリマス、而シテ今日、衆議院ヲ通過シテ、

本院ニ提案ニナリマシタル藥劑師法案ナルモノニ比較イタシマシテ、決シテ遜色ナキモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス、如何ナル點ガ時代ノ進運ニ伴ウテ、改正スベキ點デアルカト云フコトヲ第一點ニハ伺ヒタイト思フノデ

アリマス、又先刻ノ御説ニ依リマスルト時代ノ進運ニ伴ウテ藥律ヲ藥劑師法案並ニ藥品法案ノ二ツニ分ケテ發布スルト云フヤウナ御説明デアリマシタケニ致シタ次第ゴザイマス、而シテ此藥劑師法、藥品法ニ二案ハ姉妹法ト申施上ニ付キマシテモ不可分ノモノデアルト我より信ジテ居ルノデアリマス、

而シテ此兩案ガ不可分ノモノデアルト云フコトハ是マデ或機會ニ於キマシテ

劑師法案ダケヲ分離シテ御提出ニナッタル理由ハ如何ナルモノデアルカ、即チ藥律ノ中ヨリ藥劑師法案ダケヲ獨立シテ御提出ニナリ、藥品法案ヲ分離シタル理由ハ何處ニアルカト云フコトヲ承リタイト思ヒマス、聞ク所ニ依リマスレバ此遠ニ分離成立セナケレバナラヌヤウニ相成リマシタル理由ハ、德島高等工業學校應用化學竝ニ製藥化學部ノ、即チ應用化學科ノ製藥化學部ノ課程ヲ終ヘタル者ガ宙ニ迷ウテ居ル、是ハ先年、文部省ニ於キマシテ德島工業學校應用化學科ノ製藥化學ヲ卒業シタル者ハ藥劑師タル資格ヲ與フルト云フコトヲ定メタケレドモ、ソレニ對スル法文ガナイノデ遽テ、藥劑師法案ダケヲ藥品法案ヨリ分離シテ御提出ニナッタヤウニモ承ツテ居リマスノデアリマスガ、最初、此兩案不可分ノモノト御確言ニナリマシタルコトヲ、今日分離シテ御提出ニナリマシタルコトハ、ドウ云フ御都合デアリマセウカ、此兩案ハ繰返シテ申上ゲマスレバ唇齒輔車ノ關係ニアルモノ、マルデ一方ヲ取外ヅサレマスレバ、恰モ車ノ一輪ヲ引離サレタノト同ジ形ニナリハセヌカト本員ハ信ト、目下衆議院ニ於テ審議中デアルト云フコトデアリマスルガ、是ハ果シテ左様ナモノデアルカナイカト云フコトハ、之ニ對スル特別委員會ハ一昨日ヲ以テ既ニ閉ヂラレテ居ルヤウニ私ハ承ツテ居リマス、是ハ他ニ重要ナル諸案ガアツテ審議ヲ急グコトガ出來ナイヤウナ事情ガアルカモ知レマセヌケレドモ、政務次官ガ目下衆議院ニ於キマシテ審議中デアルト云フ御辯明ハ、全然信ズル能ハザルモノデアルト私ハ思フノデアリマス、此點ニ付キマシテ事實如何ナルモノデアルカト云フコトヲ承リ置キタク存ジマス、第二ニ御尋申上ゲルコトハ政府ノ原案ニ依リマスレバ、現行藥律第十四條ノ精神ヲ全ク認メナイコトニナツテ居ルヤウニ思ハレルノデアリマス、我シノ考ト致シマシテハ現行藥律第十四條ナルモノハ、當然藥劑師法案ノ方ニ差入ルベキモノデアルト信ズノデアリマスルガ、如何ナル理由ニ依ツテ是ダケヲ現行藥律ノ方ニ取残シタモノデアルカ、是ハ甚ダ疑ハザルヲ得ザル次第デアリマス、我シノ考ト致シタナラバ罰則ノ關係上斯ウ爲サレタノデハナカラウカト思フ

ノデアリマス、現行藥律第十四條ノ行爲ニ對スル罰則ト致シテハ、現行藥律ニ於キマシテハ罰金百圓ト云フコトニ相成リ居リマスルノデアリマス、此現行藥律第十四條ハ醫師法ニ付キマシテ申シマスレバ、醫師法第五條ニ該當スル事柄デアリマス、醫師法ノ罰則ト致シマシテハ金五百圓以下ト相成リ居ルノデアリマス、醫師ハ同じ犯罪ヲ致シマシテモ罰金ハ五百圓以下、藥劑師ハ同ジ犯罪ヲ致シマシテモ罰金百圓以下、斯ノ如キ不條理ナル立法ハ未だ曾テ見ザル所デアリマス、立法ノ精神ハ相似タルモノヲ成ルベク一致サセルト云フコトガ原則デアラネバナラスト思フノデアリマス、甲ニ於テハ罰金百圓、乙ニ於テハ罰金五百圓、其差ト云フモノハ實ニ四百圓ノ多キニ居ルノデアリマス、此點ハ頗ル矛盾セルガ如ク考ヘマスルガ、政府當局ニ於キマシテハ如何ナル御意思ニ依ツテ斯ク御定メニナリマシタト云フコトヲ明瞭ニ御答辯願ヒタイト思フノデアリマス、第三ニハ前申上ゲマスル所ノ藥律第十四條並ニ之ニ違反行爲ヲ爲シタル場合ニ對スル罰則ハ如何ニ御處理ナサル御考デアリマスルカ、或ハ藥律第十四條ヲ藥劑師法案ノ中ニ加ヘテ行クカ、或ハアノ儘セヌト、何ダカ譯ノ分ラナイモノニナルヤウニ我シハ考ヘルノデアリマス、藥律ノ方ニ存置シテ罰則ダケヲ改正スル御考デアリマスルカ、何レカ致シマセヌト、何ダカ譯ノ分ラナイモノニナルヤウニ我シハ考ヘルノデアリマス、第四ニハ前度より申上ゲマスル通り、藥劑師法案ト藥品法案ト云フモノガ確然ト不可分ノモノデアルト云フコトハ、政府當局モ屢々言明サレタルコトデアルシ、又我シモスウ信ジテ居リマシタル事柄デアリマスカラシテ、取急イデ藥品法案モ審議結了ニ至ラシムルト云フコトノ御運ビニナル御意思ハナイカ、ソレモ承リタク存ジマス、第五ニハ本案第一條第二項ニ於キマシテ「藥劑師ハ藥品ノ製造及販賣ヲ爲スコトヲ得」トアリマス、是ハ文字通リ人ガ解釋イタシマスレバ何等ノ間違ナキコトデアリマスケレドモ、過日衆議院ノ特別委員會ニ於テ一二ノ委員ノ解釋スル所ヲ傳聞イタシマスルノニ、調劑ト製藥ト云フモノヲ混同シテ居ル傾ガアルヤウニ思ヒマス、調劑ハ申ス迄モナクマスル所ノモノデアリマス、又藥品ノ製造ハ其名ノ如ク藥品ヲ製造スル事柄

デアリマス、薬品ノ製造ナルモノヲ藥劑ノ調合ト誤ッテ居ルニ至リマシテハ、衛生保健上、是ヨリ危険ナルモノハ無イノデアリマス、政府ニ於キマシテハ必ズヤ是等ノコトニ付テハ、嚴重ニ御取締リニナルコトハ確信イタシマスルケレドモ、或機會ニ於キマシテ此事ヲ高ク御聲明ナサルコトハ、國民ノ保健衛生上、非常ニ必要ノコトデアルト私ハ信ズルノデアリマス、大審院ノ判決例ニ依リマシテモ「調剤トハ一定ノ處方ニ從ヒテ一種以上ノ薬品ヲ配合シ、若クハ一種ノ薬品ヲ使用シ特定ノ分量ニ從ヒ、特定ノ用法ニ適合スル如ク、特定人ノ特定ノ疾病ニ對スル藥劑ヲ調合スルコトヲ言フ」ヲ「薬品ノ製造トハ、一般ノ需要ニ應ズルガ爲ニ、一定ノ作業ニ依リ日本藥局法又ハ外國藥局法所載ノ薬品及何レノ藥局法ニモ記載セザル薬品ヲ製出スルノ謂ヒニシテ、此薬品ハ必シモ單味ナルニモ限ラズ複味タルコトヲ妨ゲズト雖、固ヨリ調剤トハ其間ニ截然タル區別ノ存スルモノアリ、之ヲ同一視スベキニ非ズ、規則ガ藥劑師ニ藥品ノ製造販賣ヲ許容スルガ故ニ、醫師ノ處方箋ニ依ラズシテ藥劑ヲ調合交付シ得ベシト論ズルハ當ラズ」是ガ大審院ノ判決例デアリマス、此點ニ付テ政府ハ大審院ノ判決例ヲ御承認ニナル御意思デアルカ、又ハ大審院ノ判決例ヲ無視スル御意思デアルカ、此點ニ付テ篤ト伺ヒタク存ジマスル、併ナガラ是等ノコトハ事専門ニ涉リ、又頗ル複雜シタル事柄デアリマスルカラシテ、半年程以前ヨリ政務次官トナツテ衛生行政ノコトニ御著目ニナリマシタ方ヨリノ御説明ハ頗ル困難デアシテ、却テ世ニ誤解ヲ來スコト頗ル多キヲ察シマスルカラシテ、御都合ニ依リマシテハ質問書ヲ私ノ方ヨリ差出シマシテ、ソレニ對シテ書面ヲ以テ明日マデニ御答へ下サレテモ差支ナイコトデアリマス、唯宜イ加減ノ御答辯ハ私ノ決シテ望ム所デナイト云フコトヲ一言申シテ置キマス

〔政府委員片岡直温君演壇ニ登ル〕

○政府委員(片岡直温君) 唯今、金杉サンヨリ御質問ノゴザイマシタ點ニ對シテ御答ヲ申上グマス、金杉サンハ此問題ニ對シマシテハ極メテ權威アル御經驗ノ多キ御方デゴザイマシテ、此質問ニ對シテ、特ニ此方面ニ淺薄ナル知識

ヲ有スル私ガ御答ヲ申上ゲルコトハ、恐ラク御満足ヲ得難イト存ジマスルガ、大要ヲ御答ヘ申上グマシテ、尙ホ足ラザル所ノモノハ御質問ヲ再ビ蒙リマセウシ、又衛生局長ヲシテ御答ヲ申上ゲルコトニ致シマセウガ、第一ノ御質問ハ本案ト藥品法トハ姊妹關係ヲ有スルモノニシテ不可分ノモノデアル、此不可分ナルモノヲ、一方ヲ茲ニ提出シテ一方ハ衆議院デ審議中ト云フノデアルガ、其審議中モ政府委員ノ言フ所、信ヲ置キ難シ、斯ウ云フ要點デアッタヤウニ思ヒマス、本案ト藥品法トハ先キニ説明モ申上グマシタ如ク、今日ノ現行法デハ一緒ニナツテ居リマス、ソレ故ニ其中、藥劑師ニ關スル方ノモノハ藥劑師法トシ、藥品ニ關スル部分ハ藥品法トシテ之ヲ分離イタシ、如何ニモ姊妹ノ關係ヲ有スルモノデゴザイマス、サリナガラ現行法ノ中、藥劑師ニ關スル點ヲ引抜イテ藥劑師法ヲ作リマシテ、其藥劑師法ナルモノガ先ニ議會ノ協贊ヲ經テ、藥品法ナルモノガ或ハ議會中ニ結了ヲ見ナカッタト申ス場合ニ於キマシテハ、現行法ニ於テ藥品ニ關スルモノハ殘ルノデアリマス、現行法ニ藥品ニ關スル法規ガ一切無イトイ云フコトデゴザイマスルト、甚ダ不都合ヲ生ズル譯デアリマスルガ、藥品ニ關スル法規ハ現行法ガアルノデアリマス故、藥劑師ニ關スル法規ヲ御協賛ヲ經マシタカラト申シテ、藥品ニ關スル法規ハ失ハル、譯デハナイノデアリマス、故ニ分離スルコトガ差支ハ無イト申上ゲタ譯デアリマス、衆議院ニ於テ審議中デアルコトハ信ジ難イト云フ御質問デゴザイマシタガ、是ハ審議中ニ相違ナイノデアリマス、決シテ特別委員會ヲ閉デタ譯デハナイノデアリマス、併シ實際ノコトヲ申上グマスト、藥品法ハ内務省ト致シマシテハ、在來執リ來ツテ居ル所ノ方針ニ基イテ、醫藥ノ混合販賣ヲ許シテ宜シトイ云フ考ヲ持ツテ居ル、中央衛生會ニ諮問ヲ致シマスル時ニハ其案ヲ出シタノデゴザイマスルガ、中央衛生會ニ於テハ、ソレデハ却テ衛生上危険ヲ生ズル虞レアリトシテ之ニ修正ヲ加ヘ、命令ノ定ムル所ニ依ツテ販賣ヲセシムルト云フコトニセナケレバナラヌト云フ、此修正ニ從ツテ法案ハ提出シタニモ拘ラズ、醫師ト藥劑師ノ間ニ於テ、可ナリ之ニ對シテハ相反スルノ意見ガ行ハレテ居

ルノデアリマス、ソレ故ニ薬品法ナルモノノ審査ハ、薬剤師法ノ如ク速ニ結了ヲ告ゲルコトハ出來得ナイノデアリマス、然ルニ此薬剤師法ナルモノハ何等不備ハ無イト仰セラレタノデアリマスルガ、今日ノ現行法ニ依リマスルト、薬剤師ト云フ身分法ト云フモノガ判然立ツテ居ラナインデアリマス、次ニハ薬剤師會ト云フモノヲ公認シテ居ラヌノデアリマス、此身分法ヲ明カニシ、薬剤師會ナルモノヲ公認スルト云フコトハ、今日ノ醫師ニ對シテ醫師法アリ、醫師會アリ、齒科醫師ニ對シテ齒科醫師法アリ、齒科醫師會ナルモノヲ認メテ居リマスルト同様ニ、之ヲ今日認メマスルコトハ、藥事衛生ノ上カラ申シマシテモ、公衆衛生ノ上カラ申シマシテモ、薬剤師ノ地位ヲ向上セシムル上ニ於テ必要ナリト思フノデアリマス、又御質問中ニ御述ベニナリマシタ如ク、高等工業學校中ニ眼ノ前ニ卒業者ヲ見ルノデアリマス、然ルニ其卒業者ニ對シテ薬剤師ト云フコトヲ認メルコトガ現行法デハ出來得ナイ、是ハ御述ベニナリマシタ如キモノガ高等工業學校ノ中ニアルノデアリマシテ、之ヲ認メルコトハ今日極メテ時期ガ切迫イタシテ居リマシテ、其必要ヲ感ズルコトガ厚イノデアリマス、次ノ御尋ハ現行法ノ十四條ハ此薬剤師法ノ中ニ當然這入ルベキモノデアル、之ヲ入レテ居ラヌコトハ如何ナル理由カ、斯ウ云フ意味ニ於ケル御質問デアッタカト思ヒマスルガ、此十四條ハ薬剤師法ヘ持ッテ行カウトスルト、現行ノ十四條ノハ、半分ヲ持ッテ來ルコトハ當ルノデアリマス、半分ハ薬品法ヘ持ッテ行カナケレバナラヌ、強ヒテ分ケレバ、斯様ニナルノデアリマス、ソレ故ニ若シ薬剤師ト薬品法トガ當議會ニ於テ御協賛ヲ得難イトイテ、薬剤師法ノミガ御協賛ヲ得ルコトガ出來ルト假定イタシマシタ場合ニ、十四條ハ現行法ノ所ヘ殘ルノデアリマス、此衆議院ヨリ廻付イタシマシタ案ニ於テモサウナッテ居ルト思ヒマス、ソレ故ニ罰金ノ點ニ多少權衡ガ合ハヌト云フ點モゴザイマセウシ……スルカモ知レマセヌガ、是ハ薬品法ノ改正ノ成立チマスル時ニ於テ權衡ハ取レルト思ヒマス、ソレ故ニ差支ハナイヤウニ思テ居リマス、ソレカラ第四ニ於テ兩案トモ不可分ナリト云フ意味ヲ政府當局モ説明シテ居ル、自分モ信ズル、斯ウ云フ御話デゴザイマシタガ、是ハ前段

○ 説明ヲ申上ゲマシタ所ニ依ツテ御了解下サルコトガ出來タト存ジマス、次ニ調剤ノ點ニ付テ御質疑ガゴザイマシタガ、是ハ極メテ大切ノコトデ、如何ニモ御述べニナツタ通リデアルト思フ、御演説中ノ大半ハ政府モ認ムル所デゴザイマスガ、是ハ要スルニ、今後ニ於テ大ニ研究ヲ致スベキ事柄デアラウト存ジマス、今茲ニ直チニ判然タル當局ノ意見ヲ明カニスル時期ニ到達イタシテ居ラヌノデアリマス、之ニ付テハ可ナリ學者間ニ於テモ議論ノアルコトデアリマシテ、今後ニ於テ御尋ノコトニ對シテハ研究スベキモノト信ジテ居リマス、以上大要申上ゲマシタ積リデゴザイマスガ、是ニテ不完全ノ點ガゴザイマシタナラバ再質問ヲ蒙リマセウシ、尙又最後ニ御述ベニナリマシタ書面ヲ以テ提出スルカラ、之ニ對スル返事ヲシロト云フコトデゴザイマシタガ、御書面ヲ御提出下サルナラバ拜見ヲ致シマシテ、御答ヲ、出來ル限りハ明朝マデニ御答ヲ致スコトニ致シマセウ、サリナガラ是ハ前段申上ゲマスル通り、餘程研究ヲ要スル問題デアリマシテ、ハツキリ御求メニ應ズルコトガ出來ルヤ否ヤト云フコトハ疑問デアルト存ジマス

○ 金杉英五郎君 唯今、政務次官ヨリ詳細ナル御答辯ヲ得マシタ、私ハ頗ル満足ヲ致シマス、唯一點伺ヒタキコトハ、現行藥律第十四條ニ關スル罰則ノコトデアリマスルガ、唯今ノ御言明ニ依リマスルト、藥品法案ノ成立シタル後ハ片ガ付クダラウト云フコトデアリマシタガ、藥品法案ガ成立スル迄ハ一年デモ二年デモ罰則ヲアノ儘ニ致シテ置イテ、醫師法第五條ニ關スル五百圓ノ罰金ト藥律第十四條ニ關スル百圓ノ罰金トノ差ヲ其儘見棄テ、御置キニナル御意思デアリマスカ、其點ニ付テ確ト承リ置キタク存ジマス
〔政府委員片岡直温君演壇ニ登ル〕

○ 政府委員(片岡直温君) 唯今ノ御尋ハ、如何ニモ不公平デアルト存ジマス、サリナガラ此不公平ハ今日初メテ不公平ニスルノチャナイ、現行法其モノガ不公平デアルノデアッテ、ソレ故ニ暫ク此儘ニ置クヨリ外仕方ガナイト存ジテ居リマス、ソレカラ第四ニ於テ兩案トモ不可分ナリト云フ意味ヲ政府當局テ居リマス

○ 金杉英五郎君 唯今ノ御答辯ダケハ頗ル感心イタシマセヌ、是マデ不公平

デ通ツテ來テ居ルノデアルカラ、矢張リ今後モ此儘ニシテ置カウト云フコト

ハ、爲政者トシテ餘程御考ヘニナラナケレバナラヌコトデアルト私ハ思フノ

デアリマス、併ナガラ今日ハ討論スベキ機會デナイト存ジマスカラ、何レ他

ノ機會ニ於キマシテ、尙ホ詳細ニ御質問申上ゲタイト思ヒマス、私ノ質問ハ

是ニテ打切りマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

藥劑師法案特別委員

侯爵細川護立君 伯爵中川久任君 子爵實吉安純君

子爵米倉昌達君 男爵高千穂宣麿君 男爵二條正麿君

岡田文次君 金杉英五郎君 櫻井伊兵衛君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第九、條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 粕谷義三

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔成瀬書記官朗讀〕

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケ之ニ準據セシムルコトヲ

得

附則

〔政府委員中村魏君演壇ニ登ル〕

○政府委員(中村魏君) 唯今、議題トセラレマシタ法律案ハ司法、農商務、外務三省ニ關係ヲ有スルモノデゴザイマスルガ、便宜上、是亦私ヨリ説明申上げマス、此法律案ハ條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ對シマシテ、勅令ヲ以テ其準據スベキ特別ノ事項ヲ規定シ得ルヤウニ致シタイト云フ意味デ提案イタシタモノデゴザイマス、條約ニ依ル外國トノ利權契約ノ施行ニ付キマシテハ、國家トシテ色々ノ義務ヲ負フ場合ガ多イノデゴザイマスカラ、事業經營ヲ單ナル營利會社ニ委シテ置キマシテハ、不都合ノ場合ヲ生ズルコトガ有ルノデゴザイマス、例ヘバ最近日露間ニ締結イタシマシタル基本條約附屬議定書ニ依ル北樺太ノ石油ノ利權ノ如キモノモ、一年以内ニ將來開發スベキ一千平方露里ノ區域ヲ選定イタシマシテ、五年乃至十年間ニ試掘ヲ終ヘナケレバナラヌコトニナッテ居ルノデゴザイマス、而シテ政府トシテハ此區域ノ選定或ハ試掘ト云フガ如キコトニ付キマシテモ、條約ノ規定ニ違反セナイヤウ、又條約ノ規定ノ範圍内ニ於テ十分ニ利權開發ノ目的ヲ全ウスルヤウニ、當業者ヲ監督セネバナラヌノデゴザイマス、從テ是等ノ事業ヲ營ミマスル帝國會社ニ付テ、勅令ヲ以テ特別規定ヲ説ケ、政府ニ於テ適當ナル監督ヲ行フコトニ致シタイト云フノガ、本案提出ノ趣旨デゴザイマス、何卒御審議ノ上、協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

伯爵廣澤金次郎君 服部一三君 子爵毛利高範君
男爵長松篤棐君 男爵岩倉道俱君 男爵赤松範一君
石渡敏一君 菅原通敬君 竹村與右衛門君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十二移ル前ニ御説リヲ致シタイコトガゴザ
イマス、本日武富時敏君病氣ニ付キ衆議院議員選舉法改正法律案特別委員辭
任ノ申出ガゴザイマシタ、之ヲ許可イタスコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、右補闕トシテ石原健三君
ヲ指名イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十、帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ
關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、鈴置政府委員

帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 細谷義三

大正十四年三月二十日

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議長 細谷義三

貴族院議長公爵徳川家達殿

帝國美術院ニ於テ美術研究獎勵ノ爲ニ要スル金額ハ之ヲ帝國美術院長ニ交
付シ經理ヲ委任スルコトヲ得

委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員鈴置倉次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(鈴置倉次郎君) 唯今、上程イタサレマシタ法律案ノ提出理由ヲ

申上ゲマス、帝國美術院ニ於キマシテ美術獎勵ノ目的ヲ以テ受入レマシタル
寄附金ニ對シマシテ、ソレガ經理ヲ帝國美術院長ニ委任ヲ致シマシテ、能ク
其寄附者ノ意思ニ從ツテ美術獎勵ノ目的ヲ貫徹イタサセタイト云フ趣旨ニ外
ナラヌノデアリマス、何卒御審議ノ上、速ニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望
イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致
セマス

〔長書記官朗讀〕

帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案特別委員

伯爵松浦厚君	子爵清岡長言君	木場貞長君
内田嘉吉君	男爵千秋季隆君	男爵安藤直雄君
鎌田榮吉君	田所美治君	齋藤善八君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十一、支那ニ於ケル帝國法人ノ所有スル船
舶等ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、植原政府委員

支那ニ於ケル帝國法人ノ所有スル船舶等ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候
也

大正十四年三月二十日

帝國美術院ニ於テ美術研究獎勵ノ爲ニ要スル金額ハ之ヲ帝國美術院長ニ交
付シ經理ヲ委任スルコトヲ得

委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○政府委員(鈴置倉次郎君) 唯今、上程イタサレマシタ法律案ノ提出理由ヲ

支那ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル帝國法人ニシテ合名會社ニ在リテハ
社員ノ二分ノ一以上、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ
二分ノ一以上、株式會社ニ在リテハ取締役ノ二分ノ一以上、其ノ他ノ法人
ニ在リテハ代表者ノ二分ノ一以上カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶

ハ勅令ノ定ムルモノニ限り船舶法第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ日本船舶トス

前項ノ日本船舶及支那ニ住所ヲ有スル日本臣民ノ所有ニ屬スル船舶ノ船籍

港及積量測度ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員植原悅二郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(植原悅二郎君) 唯今、上程サレマシタ所ノ議案ニ付キ説明ヲ致シマス、案其モノハ極メテ簡単ナモノデアリマスガ、主ナル點ハ二點ゴザイマス、現行船舶法ニ依リマスレバ、支那ニ於ケル帝國臣民ノ個人ハ日本船舶ヲ所有スルコトガ出來マスケレドモ、商事會社、法人若クハ合辦ニ依ツテ成立ツテ居ル所ノ法人ハ之ヲ所有スルコトガ出來ナイ規定ニナツテ居リマス、ソレヲ唯今、議題トナツテ居リマス所ノ法律案ニ依リマシテ、支那ニ於ケル帝國ノ商事會社法人若クハ日支合辦ノ如キ法人ノ代表者若クハ責任者ノ二分ノ一以上ノ帝國ノ臣民デアル場合ニハ、之ニ日本ノ船舶ヲ所有セシメヤウト云フコトガ一つノ要點デアリマス、他ノ要點ハ小サナ五百噸未満ノ船デアリマシテ、支那ノ湖川、港灣ノミヲ航行スルモノニ對シマシテハ、支那ニ船籍港ヲ置クコトヲ許スト云フ規定ヲ設ケヤウト云フ此二點デゴザイマス、申ス迄モナク日支兩國ノ關係ハ益々親密ニナリ、支那方面ニ於ケル日本ノ海運事業ノ發展ヲ圖リ、且ツ日支兩國間ノ貿易ノ振興ヲ圖リタイト云フ意味ニ於キマシテ、本案ヲ提出イタシタノデアリマス、何卒慎重ニ御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ御願ヒ致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタセマス

〔長書記官朗讀〕

支那ニ於ケル帝國法人ノ所有スル船舶等ニ關スル法律案特別委員

伯爵堀田 正恒君 子爵伊東 祐弘君

石塚 英藏君

小松謙次郎君 男爵黒田長和君 男爵松岡均平君
鍋島桂次郎君 大村彦太郎君 三田義正君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十二、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、松木伯爵

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十四年三月二十日

右特別委員長

伯爵 松木宗隆

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵松木宗隆君演壇ニ登ル〕

○伯爵松木宗隆君 唯今、日程ニ上ボリマシタル公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案ニ付キマシテ御報告申上ダマス、本案ハ御覽ノ通り、至ッテ簡単ナル案デアリマシテ、現行ノ補助法制定後ニ於テ新ニ出來マシタル所ノ教育機關ニ對シマシテ均シク年功加俸ヲ均霑セシメムトスルノニ過ギナイノデアリマス、之ニ依ツテ約四十六萬圓ヲ増加サレタノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ別段質問モナク全會一致デ直チニ可決ニ相成リマシタ、此段御報告申上ダマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○大山綱昌君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 柳筍子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ議題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵櫛笥隆督君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 櫛笥子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十三、長州鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲

公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、新庄子爵

長州鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也
大正十四年三月二十日

右特別委員長

子爵 新 庄 直 知

「子爵新庄直知君演壇ニ登ル」

○子爵新庄直知君 唯今、議題トナリマシタル案ハ、長州鐵道ノ或一部ヲ殘

シマシテ、大部分買收イタシマスル爲ニ、公債ヲ發行スルノデアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ二三質問ガゴザイマシタガ、其中、其報告申上ゲマスノハ、殘リノ線ニ對シマシテ、當局ヨリノ説明ニ依リマスト、殘存線ハ長州鐵道ガ電化

ヲ致シマシテ、營業ヲ繼續スルト云フコトデアリマス、其他、何等質問モゴザイマセヌデ、討論ニ入りマシタ所、是亦發言モゴザイマセヌデ、全會一致、可決イタシマシタ次第デゴザイマス、此段御報告申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵櫛笥隆督君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 櫛笥子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵櫛笥隆督君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十四、鐵板ノ輸入税ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、子爵松平直平君

鐵板ノ輸入税ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十四年三月二十日

右特別委員長

子爵 松 平 直 平

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔子爵松平直平君演壇ニ登ル〕

○子爵松平直平君 唯今、上程セラレマシタ鐵板ノ輸入税ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告イタシマス、本案ハ日英通商航海條約ノ八條ニ依リマスル協定稅率ガ、此三月十日ヲ以テ效力ヲ失シマシタル結果ト致シマシテ、是等ノ品物ニ對スル稅率ハ當然國定稅率ニ復歸スルコトニ相成ルノデアリマス、併ナガラ是等ノ物品ノ中、我國ノ現下ノ事情カラ申シマシテ、直チニ國定稅率ニ復歸スル云フコトハ甚ダ困難ヲ感ジマスルモノハ鐵板ニ付テデアリマス、ソレ故ニ此法律案ガ提出サレタノデアリマス、唯今、其案ノ内容ニ付キマシテ申上ゲマスレバ、此別表ニゴザイマスル鐵ノ甲ニ於キマシテ「金屬ヲ鍍セサルモノ」、甲ノ三「其ノ他」ノ内デ、「イ」厚〇七「ミリメートル」ヲ超エサルモノノ内硅素鋼板ハ電氣機械ノ製作ニ缺クベカラザルモノデアリマス、内地ニ於キマシテモ種々研究調査ハ盡サレテ居リマスケレドモ、未ダ其生產ヲ今日マデ見ナイノデアリマス、ソレ故ニ國定稅率

ノ一割五分ガ課セラレルコトニナリマスルト云フト、電氣機械製造ニ非常ノ影響ヲ受ケルコトニ相成リマスルノデ、當分ノ間ハ從來ノ協定稅率デアリマ

シタ毎百斤ニ付キ三十錢トスルノデアリマス、茲ニ附加ヘテ申上ゲテ置キマスコトハ、硅素鋼板以外ノ薄鐵板ハ國定稅率從價一割五分ヲ課サレルコトデアリマス、其次ハ乙、卑金屬ヲ鍍シタルモノノ内「イ」尋常ノモノ、即チ是ハ葉鐵板デアリマシテ、罐詰、石油ノ罐等ヲ製造スル原料ニ用ユルノデアリマス、内地ニ於キマシテハ八幡ノ製鐵所ニ於テ現在製造サレテ居リマスルケレドモ、未ダ其數量ハ十分トハ申サレマセヌ、ソレ故ニ是ガ直チニ國定稅率ノ從價一割五分ヲ課サレルコトニナリマスト云フト、是等製造業者ハ勿論、消費者ニ對シマシテモ重大ナル影響ヲ與ヘルコトニナリマスルノデ、百斤ニ付七十錢、即チ協定稅率ト同一トスルト云フコトデアリマスル、其次ハ乙ノ二、電鍍シタルモノ、是ハ俗ニ「トタン」板ト申スノデアリマシテ、此板ハ内地ニ於キマシテモ其生産額ハ相當多額ニ上ボッテ居ルノデアリマス、此原料ノ鐵板ハ協定稅率デ百斤三十錢デアリマスル、是ニ亞鉛ヲ鍍シタル「トタン」板ハ百斤一圓二十錢デアリマス、此稅金ノ開キガ九十錢トナッテ居リマスル、此九十錢ノ差額デ内地ノ「トタン」製造業ハ保護サレテ從來居ルノデアリマス、併シ此電鍍板ノ稅率ヲ一割八分ニ致スノデ、此原料タル薄板……薄鐵板ノ稅率ノ一割五分トノ間ニハ同ジク九十錢ノ差ヲ存置ヲ致シマシテ、此種ノ製造業ヲ保護スルト云フノデアリマスル、是ガ此案ノ趣旨デアリマス、委員會ニ於キマシテハ、茲ニ御報告ヲ申上ゲル程ノ質問モゴザイマセヌシ、又討論ニ入りマシテ、一人ノ異議者モナク、滿場一致ヲ以テ可決イタシマシタ、此段御報告ヲ申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵柳筍隆督君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 榊筒子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵櫛筒隆督君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 榊筒子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十五、十六、十七ハ同一委員ニ付託セラレ

マシタカラ、一括シテ御報告ヲ煩ハシ、議題ト致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十五、漁業財團抵當法案、第十六、登錄稅法中改正法律案、第十七、印紙稅法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、勸修寺伯爵

漁業財團抵當法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十四年三月二十日

右特別委員長

伯爵 勸修寺 經雄

貴族院議長公爵徳川家達殿

登錄稅法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十四年三月二十日

右特別委員長

伯爵 勸修寺 經雄

貴族院議長公爵徳川家達殿

印紙稅法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十四年三月二十日

右特別委員長

伯爵 勸修寺 經雄

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵勸修寺經雄君演壇ニ登ル〕

○伯爵勸修寺經雄君 漁業財團抵當法案外二件ノ特別委員會ノ經過並ニ結果

ヲ御報告申上グマス、委員會ハ一回開キマシタ、此漁業財團抵當法案ノ方ヲ

申上ゲマスト、從來、水産業ニハ金融ノ途ガ十分ニ付イテ居リマセヌ、ソレガ爲ニ其發達ニ不便ガ多カッタノデアリマスガ、其原因ノ一ツシマシテ、漁業ニハ抵當物件ガ不完全又ハ貧弱デゴザイマシタカラ、ソレデ第二條ニアリマスヤウナ集團的財產トシマシテ、サウシテ十分ナル擔保力ヲ作リマシテ、工場抵當法又ハ礪山抵當法等ニ倣ヒマシテ、抵當權ヲ設定シテ、之ニ依リテ

金融ノ圓滑ヲ圖ラウト云フノデゴザイマス、ソレカラ次ノ登録税法中改正法
律案ハ漁業財團抵當法ノ制定ニ伴ヒマシテ工場財團、礦業財團ニ倣ヒマシテ、
漁業財團ノ登記ニ關スル規定ヲ設ケ、又過日可決イタサレマシタ重要輸出品
工業組合法及輸出組合法ニ於テ、組合及聯合會ノ設立等ニソレゾレ各種ノ登
記ヲ要シマスルガ、之ヲ産業組合及聯合會ト同様ニ登録税ヲ課セザルト云フ
コトデアリマス、ソレカラ次ノ印紙税法中改正法律案ハ、重要輸出品工業組合
法及輸出組合法ノ制定ニ依リマシテ、是等ノ組合及聯合會が發シマスル所ノ
出資證券ニハ三錢ノ印紙税ヲ課スルト云フノデアリマス、委員會ニ於キマシ
テハ慎重審議イタシマシテ、滿場一致ヲ以テ可決セラルベキモノト議決セラ
レマシタ、附加ヘテ申上ゲマスガ、漁業ニ對シテハ特別委員ノ一人カラ海洋
調査ガ非常ニ必要デアルカラ、是モ十分ニサレ、又漁港ガ無カッタナラバ十
分ナル效果モ無イカラ、漁港ト云フコトニ付テモ將來考慮ヲ有タレタナラバ、
此金融ト共ニ漁業ガ益發達スルデアラウカラト云フ御希望モゴザイマシタ、
右併セテ御報告申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クヨトニ御異存ゴザイマセス
カ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵柳筍隆督君 本案ノ第二讀會ヲ直チニ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 三案ノ第二讀會ヲ直チニ開クト云フ柳筍子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵柳筍隆督君 本件ノ第二讀會ヲ直チニ開カレムコトヲ望ミマス

○議長(公爵徳川家達君) 本件ノ第二讀會ヲ直チニ開カレムコトヲ望ミマス

○議長(公爵徳川家達君) 本件ノ第二讀會ヲ直チニ開カレムコトヲ望ミマス

○議長(公爵徳川家達君) 本件ノ第二讀會ヲ直チニ開カレムコトヲ望ミマス

○議長(公爵徳川家達君) 本件ノ第二讀會ヲ直チニ開カレムコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵柳筍隆督君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 柳筍子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十八、行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退
職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、

第一讀會ノ續、委員長報告、侯爵徳川団順君

行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ
關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十四年三月二十日

右特別委員長

侯爵 德川 囘順

〔侯爵徳川団順君演壇ニ登ル〕

貴族院議長公爵徳川家達殿

○議長(公爵徳川家達君) 三案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴ
サイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 三案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴ
サイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 三案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴ
サイマセヌカ

ハ手當ヲ支給スルコトニ計畫イタシマシタ、此特別ノ賜金又ハ手當ハ財政經濟上其一部ヲ除クノ外、公債ヲ以テ交付スルコトニナッタノデアリマス、之ヲ時價ニ換算イタシマシテ總額五千萬圓ノ公債ヲ發行ヲ要スルヤウナコトニナツタ次第、アリマス、委員會ニ於キマシテハ種々ノ質問應答ガアリマシタガ、其詳細ハ速記錄ニ譲リマシテ、主モナルモノヲ申シマスレバ、鐵道省ノ手當金ハ他所ヨリモ少シ多イト云フヤウナコトヲ聞イテ居ルガ如何デアルカ

ト云フコトニ對シマシテ、鐵道省ハ其部内ニ於テ退職手當ニ對スル特殊ノ制度ヲ設ケテ、之ヲ支給シテ居ルカラ、多少他トノ差ガアルト云フヤウナコトデアリマシタ、尙ホ鐵道省ハ平素ニ於テモ退職金ヲ與フル制度ガアルノハドウ云フ譯デアルカ、之ニ對シマシテ政府ニ於テモ斯ノ如キ不均等ノ待遇ヲスルコトハ喜バナイガ、從來、現業廳トシテ取扱ハレテ居ル所デアルカラ仕方ガナイト云フヤウナ御答デアリマシタ、ソコデ或委員ノ方ヨリ將來ハ斯ノ如キ不均等ノ取扱ヲセラレナイヤウニ、政府ニ於テモ考究サレタイト云フ希望ガアリマシタ、ソレデ質問ヲ終ハリマシテ討議ニ移リマシタガ、何等異議ナク全會一致ヲ以テ可決イタシマシタ次第、アリマス、右御報告申上ゲマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異ゴザイマセヌカ
カ
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス
○子爵柳筍隆督君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス
○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 柳筍子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
ト云フコトニ對シマシテ、鐵道省ハ平素ニ於テモ退職金ヲ與フル制度ガアルノハドウ云フ譯デアルカ、之ニ對シマシテ政府ニ於テモ斯ノ如キ不均等ノ待遇ヲスルコトハ喜バナイガ、從來、現業廳トシテ取扱ハレテ居ル所デアルカラ仕方ガナイト云フヤウナ御答デアリマシタ、ソコデ或委員ノ方ヨリ將來ハ斯ノ如キ不均等ノ取扱ヲセラレナイヤウニ、政府ニ於テモ考究サレタイト云フ希望ガアリマシタ、ソレデ質問ヲ終ハリマシテ討議ニ移リマシタガ、何等異議ナク全會一致ヲ以テ可決イタシマシタ次第、アリマス、右御報告申上ゲマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異ゴザイマセヌカ
カ
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス
○子爵柳筍隆督君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス
○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 柳筍子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス
○子爵柳筍隆督君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス
○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス
○議長(公爵德川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴ

ザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵柳筍隆督君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 柳筍子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 柳筍子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 日程第十九、大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、

委員長報告、溝口伯爵
大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十四年三月二十日

右特別委員長

伯爵 溝 口 直 亮

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵溝口直亮君演壇ニ登ル〕

○伯爵溝口直亮君 唯今、議題ニ上ボリマシタル法律案ノ特別委員會ニ於ケル議事經過ノ大要及其結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ三月二十日ニ開キマシテ委員長副委員長ノ互選ノ後、引續キ會議ヲ開キマシテ、先づ政府委員ノ説明ヲ求メシタ、其大要ハ此特別會計ハ大正三年ノ日獨戰爭が始マリマ

シタ時カラシテ設置セラレマンテ、其後、戦争ハ濟ミマシタケレドモ、尙ホ引

續キマシテ西比利亞ニ於ケル出兵等ガゴザイマシタ爲ニ、存置サレタモノデゴザイマス、然ルニ事件モ段々濟ミマスノデ、早ク閉鎖スペキモノデゴザイ

シタケレドモ、尙ホ一方ニハ存續シテ居リマス權太出兵ノ如キモノモゴザイ

マス、尙ホモウ一ツノ原因ト致シマシテハ、此財源ノ中ニ借入金若クハ公債ニ依ルベキ分ガゴザイマス、其中デ一億四百餘萬圓ト云フモノハ調達方ガ

マダ出來マセヌデ居リマシタ、ソコデ今日マデ此會計ヲ引續キ設置サレテ居リマシタ、然ルニ此度教育改善及農村振興基金ト云フモノガ設ケラレマシテ、ソコデ其中カラシテ此不足ノ金ヲ借入レルコト致シマシテ、此三月三十一日ヲ以テ本會計ヲ閉鎖スルコトニ致シマス、此臨時軍事費ハ年度ガズット續イテ居リマシテ、豫算額ハ總テ九億一千九百餘萬圓、本

年三月三十一日マデノ實行豫算額ガ八億九千百餘萬圓デゴザイマス、尙ホ此特別會計ガ廢止ニナリマスト、此會計ニ屬シテ居リマスル債權債務ハ總テ一般會計ニ引繼グコトトナリマシタ、又此長イ間ノ特別會計ノ決算ハ大正十四年ノ總決算ト同時ニ大正十五年末ニ開カレマス議會ニ提出サレル豫定デゴザ

イマス、大體法案ノ説明ハ此通りデゴザイマシタ、多少二三ノ質問ハゴザイマシタケレドモ、直グニ討議ニ入りマシテ、滿場一致ヲ以テ原案通り可決スベシト議定イタシマシタ

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ
カ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵柳筍隆督君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 柳筍子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵柳筍隆督君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○大山綱昌君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 柳筍子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十、日本勸業銀行法中改正法律案、第二十一、北海道拓殖銀行法中改正法律案、第二十二、農工銀行法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

日本勸業銀行法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 細谷義三

貴族院議長公爵徳川家達殿

日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

第十五條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徵セシテ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第十五條ノ二中「第十五條各項」ヲ「第十五條第一項乃至第四項」ニ改ム

北海道拓殖銀行法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正十四年三月二十日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長 細谷義三

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第八條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

農工銀行法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 細谷義三

貴族院議長公爵德川家達殿

農工銀行法中左ノ通改正ス

第六條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六 都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ無抵當ニテ本條第一號、第二號ノ

貸付ヲ爲スコト

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

日本勸業銀行法中改正法律案外二件特別委員

侯爵鍋島直映君 子爵伊東二郎丸君 男爵村上敬次郎君

中村是公君 若林賛藏君 男爵稻田昌植君

藤山雷太君 津村紀陵君 勝田銀次郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第二十三、社寺現境內地無償下付ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會、鈴置政府委員

社寺現境內地無償下付ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 細谷義三

貴族院議長公爵德川家達殿

第一條 社寺境内地ニシテ現ニ國有ニ屬スル現境内地ハ申請ニ依リ之ヲ其ノ社寺ニ下付スヘシ

第二條 本法ニ依ル下付ノ申請ハ大正十七年四月三十日迄ニ之ヲ主務大臣

ニ差出スヘシ

第三條 此ノ申請ニ對スル處分ニ付不服アル者ハ其ノ指令ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四條 第一條ニ依リ下付ヲ受ケタル者ハ其ノ境内地及立木竹ノ所有權ヲ取得ス

前項ニ依リ所有權ヲ取得シタル者ハ其ノ土地及立木竹ニ付第三者ノ現ニ有スル權利ヲ害スルコトヲ得ス

第五條 本法ニ依リ下付ヲ受ケタル境内地及立木竹ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ナレハ之ヲ讓渡シ又ハ地上權抵當權若ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第六條 本法施行前行政處分又ハ裁判所ノ判決ヲ受ケタル者ト雖本法ニ依リ下付ノ申請ヲ爲スコトヲ妨ケス

第七條 本法ニ依リ下付ヲ受ケタル土地及本法施行前下付ヲ受ケタル社寺ノ土地ヨリ生スル收益ハ現ニ公用ニ供スルモノト雖凡テ其ノ社寺ニ歸屬ス

附 則

本法ハ大正十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員鈴置倉次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(鈴置倉次郎君) 衆議院提出ノ本案ニ對シマシテハ、政府ハ反對ノ意嚮ヲ表明イタシテ置キマス、此上地下付ノ問題ハ多年ノ懸案デゴザイマシテ、屢々議會ニモ提出セラレ、或ハ通過モ致シタコトモアリマスルノデゴザイマスルガ、今日ノ寺院ノ財産管理ノ制度ハ甚ダ不完全デアルノデアリマス、寺院ニハ檀徒總代ト云フモノガアリマスルガ、是ハ太政官布告ニ依ツテ定メラレタモノデアリマシテ、其選舉ノ方法モ規定シテナイ位デアリマシテ、

甚シキニ至リマスルト、住職ガ勝手ニ之ヲ指名シテ、主務局ニ届出ルト云フヤウナ、甚ダ不整備ナ狀態ニアルノデアリマスカラ、今直チニ下付イタシマスレバ、折角好意ヲ以テ下付イタシマシタル境内地ト云フモノガ、雲烟霧散シテシマウデアラウト云フ虞レガ無イデモナイノデ、現ニ現在各地ニ於キマアル寺院ニ關シテ紛擾ガ起ル、是ハ住職竝ニ之ニ關スル所ノ檀徒ノ中ニ、共ニ相謀ツテ私利ヲ營ムト云フヤウナ者ガ無イデモナイノデアリマス、依テ是ハ宗教法ヲ制定ト同時ニ、嚴格ナル管理法ヲ定メナクチヤナラスト考ヘテ居ルノデアリマス、衆議院ニ於キマシテハ、速ニ單行法トシテ財產管理ノ法ヲ定メテ上地ヲ下付シテハドウカト云フ意見モアリマスガ、政府ト致シマシテハ、是ハ餘リ急グ問題デナイト考ヘテ居ルノデアリマス、實ハ寺院ノ境内地ノ如キモノハ國有ト致シマシテ、永ク寺院ノ使用ニ、而モ無稅デ之ヲ使用スルコトニナリマスレバ、寺院ノ存立ノ上ニハ寧ロ此方ガ便宜デアラウト思ウテ居リマス、地價ノ騰貴ニ乘ジマシテ、舊來ノ境内ヲ賣飛バシテ、郊外ニ出ルト云フヤウナ、幾分、營利ノ目的カラ申シマスレバ、如何デアリマスカ、寺院全體ノ上カラ申シマスレバ、今日ノ國有制度ノ方ガ寧ロ安全デハナイカト思フ、寺院ガサホド急グ必要モ無イノデアリマスカラ、特ニ管理法ヲ急イデ設ケテ下付シナケレバナラヌト云フ性質ノモノデハゴザイマセヌ、又此案ニ依リマシテ、全國總テノ寺院ノ境内ヲ下付スルト云フコトニナッテ居リマスガ、此歷史ヲ調べテ見マスルト、此中ニハ國家ガ建立イタシマシタ寺院モゴザイマスルシ、又藩ニ於テ建テタル寺モアルノデアリマス、今日ノ言葉ヲ以テ申シマスレバ、地方自治體ノ營造物ト看做スベキモノモアリマシテ、一概ニハ參リマセヌ、大部分ノモノハ下付スベキ性質ノモノト考ヘマスガ、此點ニ付テモ十分調査ヲ致サネバナラヌコトデアリマスカラ、要スルニ此問題ハ宗教法ガ制定イタサレマシテ、寺院管理ノ方法ガ確立イタシマス時マデ、此解決ヲ延期シタイト云フ意味ニ於キマシテ、政府ハ反對ノ意思ヲ表明イタシテ置キマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ所得稅法中改正法律案外一件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二十四、關稅定率法中改正法律案外一件ノ特別委員ニ付託イタシマス

第一讀會

關稅定率法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正十四年三月二十日

衆議院議長 粕 谷 義 三

貴族院議長公爵徳川家達殿

關稅定率法別表輸入稅表中左ノ通改正ス

第二百七十二號第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

一 單撫ノモノ及雙撫ノモノ

甲 生ノモノ(瓦斯燒シタルモノヲ含ム)

每百斤	同
無	一、〇〇
	三、〇〇
	稅

二 其ノ他

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ鐵板ノ輸入稅ニ關スル法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 明二十四日ハ午前十時ヨリ開會イタシマス、議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會イタシマス

午後零時一分散會